

缶

隔週

このマークが目印

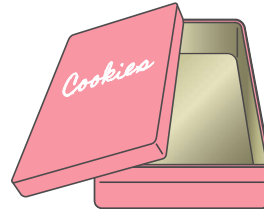


アルミ缶



スチール缶

- 中身の商品を消費後、不要になるものが対象です。
- スプレー缶は「**危険・有害ごみ**」に出してください(22頁参照)。
- アルミ缶とスチール缶を分別しなくても問題ありません。



ジュースなどのアルミ缶、スチール缶、缶詰の缶、粉ミルクの缶、お菓子や海苔の缶など

出し方

- 中身が残っている場合は、中身を取り出して分別してください。
- 軽くゆすいで、透明または半透明の袋(サイズは45リットルまで)に入れて出してください。



軽くゆすいでください。

事業系ごみについては

事業用有料ごみ処理袋

に入れて出してください。
(30頁参照)

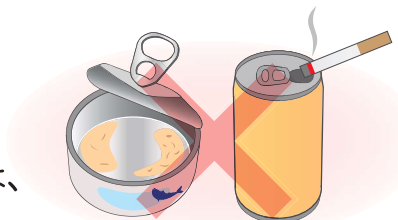


資源物用
30リットル相当

ごみの分け方

出すときの注意

- 以下のものは「**燃やさないごみ**」へ
汚れが取れないもの
サビがとれないもの
- ふたやキャップの裏部分にプラスチックが使用されているものは、「**燃やさないごみ**」へ。
- 缶詰は、ふたを中に折り曲げて出してください。
- 1回の排出量は、3袋以下でお願いします。4袋以上(上限20袋)になる場合は、ごみ総合対策課へ収集日の前開庁日までに電話でご相談ください。
- 分別が異なるものが混入していた場合は、その袋ごと収集いたしません。



出す場所

収集日の**朝9時**までに決められた場所に出してください。

(市内一律に収集日当日の朝9時までに出していただくこととしており、各地区の収集時間の周知は行っていない)

- ◎ 戸建て住宅にお住まいの方
「ごみ収集届出書」に記載した場所に出してください(1頁参照)。
- ◎ 集合住宅にお住まいの方
家主または管理会社へ確認し、決められた場所に出してください。